

米国ニューヨーク州
南部地区連邦地方裁判所

Laydon 対みずほ銀行他

No. 12-cv-3419 (GBD)

Sonterra Capital Master Fund Ltd. 他対 UBS AG 他

No. 15-cv-5844 (GBD)

和解金請求兼権利放棄証明書

あなたが和解クラス（以下に定義）のメンバーであれば、分配を受ける資格を得るために、本和解金請求兼権利放棄証明書および必要な関係書類を完成、署名の上、**2018年9月25日**までに消印付きで以下の住所の和解管理者に郵送する必要があります。

Euroyen Settlement
c/o A.B. Data, Ltd.
P.O. Box 170500
Milwaukee, WI 53217

請求は本件裁判所に提出しないでください。

2006年1月1日から2011年6月30日まで（いずれの日も含む）の期間（「クラス期間」）にユーロ円ベースのデリバティブ¹を購入、売却、保有、取引した、またはその他の方法で何らかの利害関係を持ったすべての個人。被告（和解契約²にて定義）および被告の親会社、子会社、関連会社、もしくは代理人、または被告として名宛人になっているか否かにかかわらずすべての共謀者、ならびに米国政府は、和解クラスから除外されます。

¹ 「ユーロ円ベースのデリバティブ」とは、以下を意味します： (i) シカゴ・マーカンタイル取引所（「CME」）におけるユーロ円TIBOR先物取引、(ii) 東京金融取引所（「TFX」）、シンガポール取引所（「SGX」）、またはロンドン国際金融先物取引所（「LIFFE」）において、米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行う、ユーロ円TIBOR先物取引、(iii) CMEにおける日本円通貨先物取引、(iv) 米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行う、円LIBORおよび／またはユーロ円TIBORベースの金利スワップ取引、(v) 米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行う、円LIBORおよび／またはユーロ円TIBORベースの金利スワップオプション（「スワップション」）、(vi) 米国人が締結する、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が締結する、日本円通貨先渡し契約、および／または (vii) 米国人が締結する、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が締結する、円LIBORおよび／またはユーロ円TIBORベースのフォワード・レート契約。

² 「和解契約」とは、2018年1月23日に締結された株式会社三菱東京UFJ銀行（「BTMU」）および三菱UFJ信託銀行株式会社（「MUTB」）との和解契約を意味します。

除外に関する上記の記述にかかわらず、和解案および和解クラスを唯一の目的として、投資ビークルは、被告または被告の関連会社もしくは子会社と見なされるという理由だけで、和解クラスから除外されないものとします。ただし、被告または被告の関連会社もしくは子会社と見なされる可能性のある事業体が、(i) 管理または助言を行っていた、および (ii) BTMU または MUTB が、直接的または間接的に、クラス期間中当該投資ビークルに受益権を保有していた範囲で、その投資ビークルにおいて BTMU または MUTB により保有される受益権は、和解クラスから除外されます。

あなたがクラス期間中にユーロ円ベースのデリバティブ取引を行った、上記に規定される和解クラスのメンバーである場合、本和解金請求兼権利放棄証明書に必要事項を適切に記入し、署名した上で、必要な関係書類と共に返送することにより、正味和解基金から配分を受け取る権利を得られます。ただし、本和解金請求兼権利放棄証明書の提出により、正味和解基金の配分を受け取ることが保証されるわけではありません。あなたが、被告 (R.P. Martin Holdings Limited、Martin Brokers (UK) Ltd.、Citigroup Inc.、Citibank, N.A.、シティバンク銀行株式会社、シティグループ証券株式会社、HSBC Holdings plc、HSBC Bank plc) との 5,800 万ドルの和解に関する 2016 年 6 月 22 日付クラス通知に従って、または被告 (Deutsche Bank AG、DB Group Services (UK) Ltd.、JPMorgan Chase & Co.、JPMorgan Chase Bank、National Association、J.P. Morgan Securities plc) との 1 億 4,800 万ドルの和解に関する 2017 年 8 月 3 日付通知 (2017 年 9 月 14 日に改訂) (「2017 通知」) に従って、適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出した場合、BTMU および MUTB との和解案に参加するために、新たに和解金請求兼権利放棄証明書を提出する必要はありません。

あなたが必要な書類または情報を省略した場合、あなたの請求は、和解管理者によって不備があると見なされる可能性があります。これに該当する場合、あなたは、不備について通知を受け、追加の書類または情報を提出することにより不備を是正する機会を与えられます。あなたが保有または管理するすべての口座について、2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで (いずれの日も含む) のいずれかの時点における全取引の売買情報のすべて、ならびにユーロ円ベースのデリバティブのポジションのすべてを含める必要があります。

あなたが和解クラスのメンバーとしての資格を有しているとしても、有効な和解金請求兼権利放棄証明書を指示に従って適時に提出していない場合、あるいは関係するあなたの取引および/または保有についての適切な書類を提出していない場合、正味和解基金の回収から除外される場合があります。ただし、あなたが和解クラスから正式に自らを除外していない限り、和解金請求兼権利放棄証明書の提出の有無にかかわらず、本件訴訟における判決の条件により拘束され、和解契約に定義される免責当事者となります。

必要事項が記入された和解金請求兼権利放棄証明書およびそれと共に提出される情報は、秘密として扱われ、和解案の管理の目的でのみ使用されます。不正確または不完全であることを知りながら情報を提出することにより、あなたは民事罰または刑事罰の対象となる場合があります。

本和解金請求兼権利放棄証明書に関して質問がある場合は、以下に電話するか、以下の URL にてオンラインで問い合わせてください。

Euroyen Settlement
c/o A.B. Data, Ltd.
P.O. Box 170500
Milwaukee, WI 53217
866-217-4453
www.EuroyenSettlement.com

本和解金請求兼権利放棄証明書に関して質問がある場合、本件裁判所には連絡しないでください。

和解金請求兼権利放棄証明書の本セクションまたは別のセクションに記入するスペースが足りない場合は、本書式の最後にページを追加してください。和解金請求兼権利放棄証明書を複数提出しないでください。

項目 2 - ブローカーまたは先物取次業者のリスト

あなたがユーロ円ベースのデリバティブを取引または保有した口座を維持していたブローカーまたは先物取引業者（「FCM」）をすべて挙げてください。

項目 3 - 口座名と口座番号のリスト

あなたがユーロ円ベースのデリバティブを取引または保有していた、上記「項目 2」の回答で挙げた各事業体の口座名および口座番号をすべて挙げてください。

項目 4 - 適格取引の証明

2006年1月1日から2011年6月30日まで（いずれの日も含む）の間にあなたが行ったすべてのユーロ円ベースのデリバティブの取引および／または保有の証拠を提出してください。以下により詳細に記載された特定の取引については、米国人により取引された、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人により取引されたユーロ円ベースのデリバティブ取引であるかどうかを和解管理者が判断するための十分な書類を提出していただく必要があります。

ユーロ円ベースのデリバティブに関するすべての取引または保有のそれぞれについて、取引または保有により損をしたか利益を得たかにかかわらず、証拠を提出する必要があります。

必要な書類がお手元にない場合、可能であれば、その書類またはそれと同等の書類を、ブローカーや税理士などの情報源から入手してください。

電子形式で情報を保有している場合、その情報を電子的に提出することを強くお勧めします。和解管理者は、関連するあなたの取引記録の全部または一部をプリントアウトして提出するよう求めることがあります。受理できる形式は以下のとおりです。ASCII、MS Excel、MS Access、dBase、および和解ウェブサイト（www.EuroyenSettlement.com）で入手できる電子登録テンプレート。

和解管理者は、ユーロ円ベースのデリバティブに関するあなたの取引および保有を分析することにより、あなたの認可請求（配分計画案に規定）を決定します。

あなたのユーロ円ベースのデリバティブ取引データには、必ず取引日を含めるものとします。開始取引と終了取引の相殺も、ネットポジションまたは取引情報の提供もしないでください。要求される情報を最大限可能な範囲で提供することが重要です。

和解管理者は、2006年1月1日のクラス期間開始時点でああなたが保有していたユーロ円ベースのデリバティブのオープンポジション（長期または短期）を考慮します。この判断は、和解日ではなく取引日に基づくものとします。

先物為替を取引するユーロ円ベースのデリバティブ（シカゴ・マーカンタイル取引所（「CME」）で行われるユーロ円TIBOR先物取引および日本円通貨先物取引、ならびに東京金融取引所（「TFX」）、シンガポール取引所（「SGX」）、またはロンドン国際金融先物取引所（「LIFFE」）において行われるユーロ円TIBOR先物取引）について、日次および月次の仲買明細書を含む、これらの取引を示す書類を提出してください。あなたがTFX、SGX、またはLIFFEで次のユーロ円ベース

のデリバティブ先物契約を取引した場合、あなたは、自分が米国人³であること、またはその取引の時点で米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて取引を行ったことの証拠も提出する必要があります。

あなたが以下のいずれかの取引情報を電子形式で保有している場合、その情報を電子的に提出することを強くお勧めします。和解管理者は、関連するあなたの取引記録（取引に関する確認書およびISDA契約を含む）の全部または一部をプリントアウトして提出するよう求めることがあります。電子登録テンプレートは、www.EurovenSettlement.comで入手できます。

2005年12月31日時点で、シカゴ・マーカンタイル取引所（「CME」）におけるユーロ円 TIBOR 先物取引、東京金融取引所（「TFX」）、シンガポール取引所（「SGX」）、またはロンドン国際金融先物取引所（「LIFFE」）において、米国人が行った、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行ったユーロ円 TIBOR 先物取引、および／または CME における日本円通貨先物取引の各オープンポジションを挙げてください。

契約の種類（TIBOR または円）	取引所（CME、TFX、SGX、LIFFE）	ユーロ円 TIBOR 先物契約または日本円通貨先物契約のオープンポジション	短期ポジション（契約数を記載）	長期ポジション（契約数を記載）

シカゴ・マーカンタイル取引所（「CME」）で行われるユーロ円 TIBOR 先物契約の売買、ならびに東京金融取引所（「TFX」）、シンガポール取引所（「SGX」）、またはロンドン国際金融先物取引所（「LIFFE」）において、米国人が行った、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行ったユーロ円 TIBOR 先物契約の売買について、および／または CME における日本円通貨先物契約の各売買について、取引ごとに以下の情報を記載してください。

契約の種類（TIBOR または円）	取引所（CME、TFX、SGX、LIFFE）	取引日	契約月	取引における契約数	取引価格	購入または売却	仲買業者および取引が行われた口座番号
		/ /					
		/ /					
		/ /					

米国人が行った、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行った円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR ベースの金利スワップおよび／またはフォワード・レート契約の取引について、取引ごとに以下の情報を記載してください。

³ 「米国人」とは、以下を意味します：米国またはその領土の市民、居住者、そこに住所がある者。米国またはその領土で法人化された、または本社を置く法人（合同会社を含む）。米国またはその領土で設立された、または住所があるパートナーシップ。米国法（その州または領土を含む）の下で設立および／または形成されたその他の法人または事業体。米国またはその領土に駐在する、または住所があるその他の法人または事業体。

取引日	取引の種類 (購入、売却、 取消)	相手方の名 前	想定元本 (円で表 記)	固定金利お よび変動金 利の期間	初回リセッ ト日	リセットの 頻度	あなたは固定金 利の支払人また は受取人です か？	支払通貨または 受取通貨
/ /								
/ /								
/ /								

米国人により、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人により実行もしくは受領された各リセット支払いについて、取引ごとに次の情報を記載してください。

取引日	あなたはこの日に 金利を支払いま たは受け取りま したか？ (P (支払) または R (受取))	相手方の名 前	基礎となるスワップ の想定元本 (円で表 記)	固定金利お よび変動金 利の期間	初回リセッ ト日	リセットの 頻度	支払通貨または 受取通貨	支払金額または 受取金額
/ /								
/ /								
/ /								

米国人が行った、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行った日本円通貨先渡し契約の取引について、取引ごとに次の情報を記載してください。

取引日	相手方の名前 (該当する場合)	FCMの名前 (該当する場合)	想定元本 (円で表記)	基準通貨	期間通貨	あなたは基準通貨 の売り手または買 い手ですか？	和解日	リセット日に支払 ったまたは受け取 った支払金を挙げ てください
/ /							/ /	
/ /							/ /	
/ /							/ /	

米国人が行った、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行った、円 LIBOR および/またはユーロ円 TIBOR ベースの金利スワップオプション（「スワップション」）の購入または売却について、取引ごとに次の情報を記載してください。

オープニングポジ ション (2005年12月 31日時点)	取引日	相手方の名前	想定元本 (円で表記)	固定金利および 変動金利の期間	失効日 (オプション の場合)	スワップション の買い手または 売り手ですか？	支払ったまたは受 け取ったプレミア ムの金額	行使したオ プション
	/ /							
	/ /							
	/ /							

集団訴訟代理人および和解管理者は、あなたの和解金請求兼権利放棄証明書に関して、あなたから追加情報を求める権利を有しています。

クラス期間の開始時点でオープンだったユーロ円ベースのデリバティブのポジションのすべて、ならびにクラス期間中におけるこれらの契約の全取引を正確に開示することが重要です。あなたは、第三者から取得する可能性のあるユーロ円ベースのデリバティブにおけるあなたの取引または保有を示す全書類を和解管理者に開示することに、明示的に同意します。当該第三者には、あなたの仲買業者、FCM、商品先物取引委員会（「CFTC」）、および/または CME/TFX/SGX/LIFFE、もしくは取引情報を有するその他の情報源が含まれますが、これらに限定されません。本和解金請求兼権利放棄証明書に署名することにより、あなたは、正味和解基金からあなたに支払う分配金を計算するために、和解管理者が、あなたのユーロ円ベースのデリバティブ取引に関する関連情報を、かかる取引情報を有するあなたの仲買業者、FCM、CFTC、および/または CME/TFX/SGX/LIFFE、もしくは取引情報を有するその他の情報源に対して要求することを許可したものと見なされます。

あなた（個人的に請求する場合はあなた自身、それ以外の請求の場合は請求人）は、本和解金請求兼権利放棄証明書において上記で要求されるすべての情報を見つけ出すために合理的な努力を尽くしたこと、および本和解金請求兼権利放棄証明書に関連して提供するすべての情報が真実、正確、完全であることを保証します。

あなたは、本書において提供される情報が検証の対象となることを了解し、またあなた（個人的に請求する場合はあなた自身、それ以外の請求の場合は請求人）は、かかる検証に関して協力する（この請求を裏付ける追加情報の提供や、要求に応じた和解管理者への助力を含む）ことに同意するものとします。

あなたは、和解管理者が、請求人の和解金請求兼権利放棄証明書および関係書類の適切性を判断することを了解します。

あなた（個人的に請求する場合はあなた自身、それ以外の請求の場合は請求人）は、本和解金請求兼権利放棄証明書に関するあらゆる事項（和解契約の条件または本件裁判所の命令もしくは判決を執行する努力が含まれますが、これに限定されません）に関して、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（「本件裁判

所」)の管轄に服することに同意します。

あなた(個人的に請求する場合はあなた自身、それ以外の請求の場合は請求人)は、和解契約に定められる和解条件に同意し、終局的命令および判決を含む、本件訴訟においてなされるすべての命令または判決の条件に拘束され、これに服することを承諾します。和解契約の写しは、www.EuroyenSettlement.comで入手できます。

あなた(個人的に請求する場合はあなた自身、それ以外の請求の場合は請求人)は、BTMU および MUTB の正味和解基金から適切な分配金を受け取るために(該当する場合)、本請求書式が和解契約第 12 条に従った権利放棄および訴訟不提起の誓約を構成することを認めます。

あなた(個人的に請求する場合はあなた自身、それ以外の請求の場合は請求人)は、本和解金請求兼権利放棄証明書の提出が、和解契約および本和解金請求兼権利放棄証明書の最後に記載される被免責当事者に対する被免責請求についての完全な権利放棄と訴訟不提起の誓約を構成することに同意します。

あなた(個人的に請求する場合はあなた自身、それ以外の請求の場合は請求人)は、以下の理由により、1986 年内国歳入法(改訂された場合はその改訂版)の 3406(a)(1)(C)条で規定される予備源泉徴収の対象外であることを保証します。(a) 請求人は、予備源泉徴収の適用外である、または (b) 請求人は、請求人がすべての金利または配当を報告しなかったために予備源泉徴収の対象となっているという通知を米国内国歳入庁(「I.R.S.」)から受けていない、または (c) I.R.S.が請求者に対し、請求者がもう予備源泉徴収の対象ではないことを通知した。

偽証した者は偽証罪によって罰せられるという条件の下で、私は、前記の記述ならびに本書に添付する書類および情報(本和解金請求兼権利放棄証明書に記載した社会保障番号または法人番号を含む)が真実、正確、完全であること、ならびに私が和解契約に規定される権利放棄および訴訟不提起の誓約に同意することを、宣言または確約いたします。私は、本書に記載された情報の差し控えまたは虚偽陳述が法の下での罰則を伴う刑事事件と見なされる場合があることを理解しています。

本和解金請求兼権利放棄証明書は、_____において、20__年__月__日に締結されました。

(市) (州/国)

請求人の署名

タイプ入力または楷書での氏名

署名者の立場(例:社長、管財人、証券保管機関など)

あなたが事業体を代表している場合、あなたの権限を証明する書証(例:取締役会決議、信託契約など)